

石議議第240号の2
令和3年12月15日

議 員 殿

石川県議会議長 向 出 勉
(公 印 省 略)

質問趣旨書及び答弁書の配付について

12月9日、川裕一郎議員より石川県議会会議規則第65条第1項の規定に基づき知事及び教育長に対する文書質問があったので、同条第4項の規定により、質問趣意書及び答弁書を別添のとおり配付します。



令和3年12月9日

石川県議会議長
向出 勉 殿

石川県議会議員 川 裕 一 郎 

質問趣意書

石川県議会会議規則第65条第1項の規定に基づき、下記のとおり文書
質問したいので、質問趣意書を提出します。

記

- 1 質問事項
別紙のとおり
- 2 指定答弁者
別紙のとおり



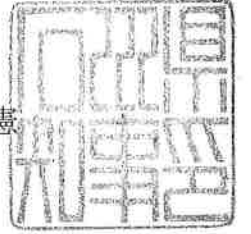
質 問 事 項	指 定 答 弁 者
<p>新型コロナウイルス感染症について</p> <p>(1) ワクチンを接種すれば新型コロナに感染しにくいと多くの県民が間違っって認識をしているが、県としてさらに正確な情報提供を行うべきと考えるがどうか。</p> <p>(2) 感染者が出た際に県ホームページで公表している概要に、ワクチン接種の有無を記載すべきと考えるがどうか。</p> <p>(3) 新型コロナワクチン接種後の死亡疑いとして報告された事例について、本県における人数と年代、主な死因を聞く。</p> <p>(4) 文部科学省は、身体的距離が十分にとれない時のマスク着用を推奨しているが、学校現場では義務化されていないにも関わらず、同調圧力で着用せざる得ない状況になっていると聞く。児童生徒のマスク着用は推奨なのか義務なのか見解を聞く。</p> <p>(5) 学校現場における児童生徒のマスク着用が義務でないのであれば、誤解している教員などに対して、正しい情報を学校現場に到達する必要があると考えるが所見を聞く。</p>	<p>知 事</p> <p>知 事</p> <p>知 事</p> <p>教 育 長</p> <p>教 育 長</p>



財第196号
令和3年12月14日

石川県議会議長
向出勉様

石川県知事 谷本正憲



文書質問について（回答）

令和3年12月9日付石議議第239号による質問趣意書について、別紙のとおり回答します。



(別紙)

- 新型コロナウイルス感染症について

- (1) ワクチンを接種すれば新型コロナに感染しにくいと多くの県民が間違っ
て認識をしているが、県としてさらに正確な情報提供を行うべき
と考えるがどうか。

国によると、新型コロナワクチンには、発症予防効果や重症化予防
効果に加え、感染予防効果もあると報告されている。

一方で感染することを100%抑えることはできないことから、引
き続き、マスクの着用や手指消毒などの基本的な感染対策が重要であ
る。

県としては、引き続き、ワクチン接種の効果と基本的な感染対策の
重要性の発信に努めてまいりたい。

- (2) 感染者が出た際に県ホームページで公表している概要に、ワクチン
接種の有無を記載すべきと考えるがどうか。

ワクチン接種は個人の判断によるものであり、個々の感染者の接種
状況は公表していないが、対策本部会議や県ホームページを通じて、
新規感染者数と接種状況の関係をデータで示すなど、接種効果につい
て、定期的に情報発信しているところである。

- (3) 新型コロナワクチン接種後の死亡疑いとして報告された事例につい
て、本県における人数と年代、主な死因を聞く。

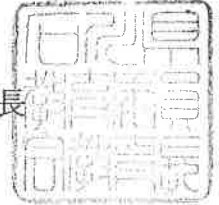
国によると、副反応疑い報告において死亡として報告された本県の
事例は、11月末時点で13件であるが、国の審議会によりワクチン
接種と因果関係があるとされた事例はない。年代については、40代
の方及び60代以上の方となっており、死因は出血性脳卒中、肺炎、
虚血性心疾患など多岐にわたっている。



教企第44号
令和3年12月14日

石川県議会議長様

石川県教育委員会教育長



文書質問について（回答）

令和3年12月9日付石議議第239号による文書質問について、別紙のとおり回答いたします。



（事務担当）
企画調整室 森
5525（内線）

(別紙)

・ 新型コロナウイルス感染症について

- (4) 文部科学省は、身体的距離が十分にとれない時のマスク着用を推奨しているが、学校現場では義務化されていないにも関わらず、同調圧力で着用せざる得ない状況になっていると聞く。児童生徒のマスク着用は推奨なのか義務なのか見解を聞く。

国の衛生管理マニュアルでは、学校教育活動においては、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用することを推奨しているところである。

- (5) 学校現場における児童生徒のマスク着用が義務でないのであれば、誤解している教員などに対して、正しい情報を学校現場に通達する必要があると考えるが所見を聞く。

特定の疾患を有する児童生徒や、あるいは、発達特性から顔に付着物をつけることに抵抗を示す児童生徒に対しては、各学校で適切に配慮がなされているものと考えているが、マスクの適切な着用は、学校現場における重要な感染対策の一つであり、今後、機会を捉えて徹底してまいりたい。